

平成30年度 保険料率改定について

平成30年度和泉市国民健康保険料の保険料率の改定について

1. 改定の理由

- (ア) 国民健康保険事業の広域化が始まることにより、府が財政運営の責任主体となり、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額になるよう、被保険者間の負担の公平化を実現するための仕組みとして、府が示す市町村標準保険料率を府内統一とする。
- (イ) 大阪府国民健康保険運営方針により、激変緩和措置の期間が新制度施行後6年間（平成35年度まで）設けられる。

2. 改定の考え方

- (ア) 府より示される納付金を納めるため、医療分、支援金分及び介護分の料率を引き上げ、適正な料率とする。
- (イ) 保険料算定式の変更点として、介護納付金分が2方式（所得割、均等割）となる。
- (ウ) 保険料の急激な増加を避けるため、基金及び一般会計繰入金を活用し、激変緩和措置を講ずる。
- (エ) 平成36年度の保険料率府内完全統一に向け、段階的に保険料率を改定する。

改定内容対照表

医療分	現行	平成30年度改定（案）	市町村標準保険料率
所得割	8.20%	7.98%	7.98%
均等割	25,680 円	26,280 円	27,311 円
平等割	22,800 円	26,580 円	29,668 円

後期高齢者支援金分	現行	平成30年度改定（案）	市町村標準保険料率
所得割	2.70%	2.69%	2.69%
均等割	8,280 円	8,400 円	9,178 円
平等割	6,840 円	8,940 円	9,970 円

介護納付金分	現行	平成30年度改定（案）	市町村標準保険料率
所得割	2.50%	2.32%	2.32%
均等割	9,240 円	15,600 円	17,062 円
平等割	5,160 円	-	-

合計	現行	平成30年度改定（案）	市町村標準保険料率
所得割	13.40%	12.99%	12.99%
均等割	43,200 円	50,280 円	53,551 円
平等割	34,800 円	35,520 円	39,638 円

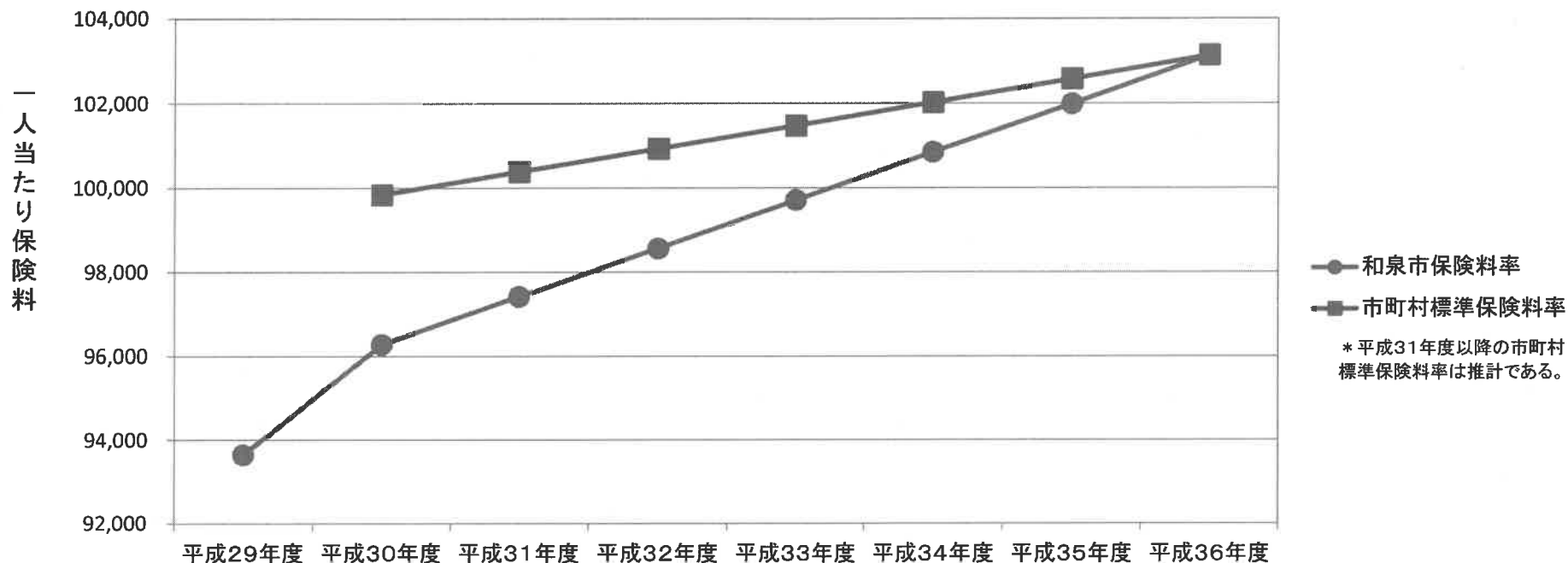
医療分 賦課限度額	
現行	490,000 円
平成30年度	520,000 円
市町村標準保険料率	540,000 円

後期高齢者支援金分 賦課限度額	
現行	160,000 円
平成30年度	170,000 円
市町村標準保険料率	190,000 円

介護分 賦課限度額	
現行	140,000 円
平成30年度	160,000 円
市町村標準保険料率	160,000 円

合計 賦課限度額	
現行	790,000 円
平成30年度	850,000 円
市町村標準保険料率	890,000 円

保険料率 激変緩和イメージ図



一人当たり保険料の差

	一人当たり保険料	現行との差額
現行	93,641	-
H30 改定後(案)	96,273	+2,632
市町村標準保険料率	99,835	+6,194

一人当たり保険料 激変緩和 イメージ

一人当たり保険料	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
市町村標準保険料率	-	99,835 円	100,377 円	100,921 円	101,469 円	102,019 円	102,573 円	103,129 円
和泉市保険料率	93,641 円	96,273 円	97,415 円	98,557 円	99,699 円	100,841 円	101,983 円	103,129 円

*平成31年度以降の市町村保険料率は推計である。

平成30年度のケース別保険料

・所得0円

①40歳未満1人世帯(7割軽減)

	年間保険料	29年度からの増
現行	19,080	-
市町村標準保険料率	22,838	+3,758
改定後(案)	20,790	+1,710

②現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯(7割軽減)

	年間保険料	29年度からの増
現行	56,736	-
市町村標準保険料率	65,915	+9,179
改定後(案)	61,632	+4,896

③65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯(7割軽減)

	年間保険料	29年度からの増
現行	29,268	-
市町村標準保険料率	33,785	+4,517
改定後(案)	31,464	+2,196

・所得200万円

①40歳未満1人世帯(軽減なし)

	年間保険料	29年度からの増
現行	245,630	-
市町村標準保険料率	254,316	+8,686
改定後(案)	248,389	+2,759

②現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯(2割軽減)

	年間保険料	29年度からの増
現行	375,076	-
市町村標準保険料率	392,707	+17,631
改定後(案)	381,285	+6,209

③65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯(軽減なし)

	年間保険料	29年度からの増
現行	279,590	-
市町村標準保険料率	290,805	+11,215
改定後(案)	283,069	+3,479

・所得100万円

①40歳未満1人世帯(軽減なし)

	年間保険料	29年度からの増
現行	136,630	-
市町村標準保険料率	147,616	+10,986
改定後(案)	141,689	+5,059

②現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯(5割軽減)

	年間保険料	29年度からの増
現行	184,340	-
市町村標準保険料率	196,892	+12,552
改定後(案)	189,753	+5,413

③65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯(2割軽減)

	年間保険料	29年度からの増
現行	151,078	-
市町村標準保険料率	161,582	+10,504
改定後(案)	155,393	+4,315

・所得300万円

①40歳未満1人世帯(軽減なし)

	年間保険料	29年度からの増
現行	354,630	-
市町村標準保険料率	361,016	+6,386
改定後(案)	355,089	+459

②現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯(軽減なし)

	年間保険料	29年度からの増
現行	546,900	-
市町村標準保険料率	566,551	+19,651
改定後(案)	552,273	+5,373

③65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯(軽減なし)

	年間保険料	29年度からの増
現行	388,590	-
市町村標準保険料率	397,505	+8,915
改定後(案)	389,769	+1,179